

ほけんだより

令和8年4月8日
藤野南小学校
第1号

入学・進級おめでとうございます！

お子さんの入学・進級おめでとうございます。
入学・進級にあたり今までと違う生活に慣れるまで
気を張る場面が多く、疲れてしまうこともある
かもしれません。子どもの様子を観察して何かあ
りましたらお気軽にご連絡・ご相談ください。



保健室の利用について

保健室は医療機関ではないため、ケガや病気の対処が家庭でできる範囲
かつ全児童が安全・安心して過ごせる範囲になっています。ご理解の程
よろしくをお願いします。

①保健室での内服薬などの服用について

保健室では内服薬の服用や医療行為に関わる処置はできません。もしも
風邪薬や花粉症の薬などの内服や介助が必要な時は必ず連絡帳などでご
連絡ください。

②衣服の貸し出しについて

保健室では原則、衣服の貸し出しは行っておりません。しかし、排泄物
やおう吐物などで衣服が汚れてしまった場合は衣服を貸し出すこともあ
ります。その時は貸し出した衣服は洗濯を、下着に関しては新しい物を
返却するようお願いします。また、感染症拡大防止の観点から汚れた衣
服についてはそのまま持ち帰っていただき、ご家庭で洗濯をお願いします。

③早退などの対応について

保健室で休憩しても体調が思わしくない場合は早退となることもありま
す。その時は保護者に連絡をしますのでお迎えをお願いします。また、
すぐに保護者と連絡を取れるよう、連絡先が変更になりましたら担任に
ご連絡ください。

健康診断の日程について

健康診断が始まります。ご協力よろしくお願いします。また是非ご家庭
でも健康について話題にしてください。

項目	実施日	会場	対象学年
身体測定（身長・ 体重・視力・聴 力）	4月10日（金）	身長・体重・視力： ランチルーム 聴力：理科室	ぜんがくねん ちようりよく 全学年（聴力は4年 と6年は免除）
歯科検診	4月16日（木）	家庭科室	ぜんがくねん 全学年
耳鼻科検診	4月21日（火）	家庭科室	1ねん・4ねん・たいしやうしや 対象者
内科検診	4月22日（水）	家庭科室	ぜんがくねん 全学年
心電図検査	5月26日（火）	図工室	ねん 1年
眼科検診	6月18日（木）	家庭科室	ねん ねん たいしやうしや 1年・4年・対象者
尿検査	①4月17日（金）	教室	ぜんがくねん 全学年
	②5月8日（金）	保健室	1じ みでいしゆつしや 次未提出者、2次
	③5月22日（金）	保健室	たいしやうしや 対象者

※その他にも色の見え方が気になるお子様がいましたら、養護教諭までお
声がけください。

今年度もよろしくお願いします！

こんにちは。養護教諭の佐藤寛子です。
今年度もよろしくお願いします。みなさん
がこの1年、健康に過ごすことができるよ
うに様々な情報をお伝えします。心も体も
元気でいられるように頑張りましょう！



日本スポーツ振興センターの災害給付制度について

学校で怪我をしたときは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用することができます。もしも体育や登下校などで怪我をして、病院に行った時は是非学校に連絡をお願いします。

日本スポーツ振興センターの災害給付制度とは

学校の管理下では、休憩時間や体育の時間など様々な状況において、「けが」をすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、子供が学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を払う制度です。

日本スポーツ振興センターのホームページより抜粋

対象となる場合

- ・学校で活動しているとき
- ・校外学習や宿泊を伴う活動をしているとき
- ・学校の登下校中

対象となる種類

- ・怪我をした場合
- ・熱中症
- ・溺れてしまった場合
- ・うるしなどによる皮膚の炎症
- ・給食による食中毒
- ・ガスなどによる中毒
- ・異物を飲み込んでしまった場合
- ・怪我から病気になってしまった場合



※対象になるか、判断がつかない時はご相談ください。

災害給付金を申請するときの注意点

- ・病院に受診をした時は学校にお知らせください。学校から申請に必要な書類をお渡しします。また、学校で起きた現状をさらに詳しく知るために保護者の方には怪我などが起きたときの状況を書く用紙をお渡ししています。記入のご協力をお願いします。
- ・病院に受診するときは医療証（1回の受診が無料になるもの）の使用を控えて、保険証を使用するよう、お願いします。医療証では返金はありませんが、保険証を使用するとお支払いした全額の返金と各種の見舞金の給付が受けられます。
- ・病院に受診して、自己負担額1500円（治療費5000円）以上の時に利用できます。1500円に達しないときは災害給付金を利用することができません。
- ・医療機関ではなく、整骨院を利用するときはお知らせください。整骨院用の書類をお渡しします。
- ・申請の書類は月ごとに申請をします。月をまたいで受診をするときは学校にお知らせください。新しい書類をお渡しします。

災害給付金を申請したあと

- ・申請書類を学校に提出してからおよそ2～3ヶ月たってから災害給付金をお渡しできます。
- ・給付金が支給されましたらお手数ですが、学校まで来校をお願いします。その際に必ず事前に学校に来校する日を知らせてから来校してください。（給付金を渡す準備をします）また、受領書を事前に配付をしますので、記入した状態で持ってきていただけるようお願いします。